第六条第一項第一号中「第四条」を「第五条」に改め、同項第二号中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十一条第二項に規定する給水人口の基準）

第四条　法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。

第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項第一号及び第三号中「第十一条第一項及び第三項」に改める。

別表の二の項中「都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく」を「法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削る。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中「沖縄県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく」を「水道法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る」に、

㈢　二以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業の用に供する水道施設（水源開発施設、小規模な導水施設及び送水施設並びに配水施設を除く。）であって、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額を超える水道事業の用に供するものの新設又は増設	十分の五
㈣　簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	三分の二
㈤　浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設	十分の五

を

㈢　簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	三分の二

に改める。

第二章　経過措置

（水道施設台帳に関する経過措置の期限）

第三条　水道法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第二条の政令で定める日は、平成三十四年九月三十日とする。

（改正法の施行の際に現に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間）

第四条　改正法附則第三条の規定により読み替えられた水道法第二十五条の三の二第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　水道法第十六条の二第一項の指定を受けた日（以下この条において「指定を受けた日」という。）が平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間である場合　一年

二　指定を受けた日が平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間である場合　二年

三　指定を受けた日が平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間である場合　三年

四　指定を受けた日が平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間である場合　四年

五　指定を受けた日が平成二十五年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間である場合　五年

附　則

（施行期日）

1　この政令は、水道法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

（水道法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の水道法施行令別表の二の項の中欄に掲げる費用について国の補助を受けている地方公共団体に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、改正法による改正後の水道法（次項において「新水道法」という。）第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画（次項において「水道基盤強化計画」という。）において、当該補助に係る事業が同条第二項第七号に掲げる事項として定められたときは、この限りでない。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の沖縄振興特別措置法施行令別表第一の十の項の㈡に掲げる事業に要する経費について国の補助を受けている地方公共団体に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、水道基盤強化計画において、当該補助に係る事業が新水道法第五条の三第二項第七号に掲げる事項として定められたときは、この限りでない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第三十条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する」を「当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等に使用される者にあっては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該」に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者」を「一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者」に改める。